



ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

産後パパ育休に関する労使協定

2022年10月1日施行される出生時育児休業(通称、産後パパ育休)は、子の出生後8週間以内に、4週間まで休業できる新設の育休制度です。この制度では、労使協定を締結することにより一部例外的に取り扱うことが可能となっています。労使協定の対象となるのは以下の3つです。

労使協定で定められる内容

	原則	労使協定締結後
対象から除外	<ul style="list-style-type: none"> 日雇労働者 有期雇用労働者で、申出時点で、子の誕生日又は出産予定日のいずれか遅い方から起算して8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかな者 	左記に加えて以下も除外可 <ul style="list-style-type: none"> 雇用された期間が1年未満の労働者 8週間以内に雇用関係が終了する労働者 週の所定労働日数が2日以下の労働者
申出期限	休業の 2週間前 まで	休業の 1か月前 まで(※1)
休業中の就業	不可	労働者が合意した範囲で休業中 就業可 (※2)

※1 雇用環境の整備などについて、法を上回る取り組みを労使協定で定めている場合は、1か月前までとできる。

※2 就業可能日等には以下の通り上限あり

休業中の就業の上限

- 休業期間中の所定労働日・所定労働時間の半分
- 休業開始・終了予定日を就業日とする場合は当該日の所定労働時間数未満

職場でコロナウイルスに感染、労災の対象になる？

事業所で新型コロナウイルスのクラスターが発生しました。
職員から労災申請を希望されましたが、労災の対象になるのでしょうか。



①

業務によって感染した場合、労災保険給付の対象となります。

【対象となるもの】

- 感染経路が業務によることが明らかな場合
- 感染経路が不明でも、感染リスクが高い業務に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合

例1: 複数の感染者が確認された労働環境下での業務

例2: 顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務

- 医師・看護師・介護従事者等は、業務外(家庭内や友人等)で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象



②

労災申請をしたことがないですが何をしたらいいのでしょうか。



③

【労働者死傷病報告書】

労災発生の際に所轄労働基準監督署へ提出

【療養補償給付】

- ① 労災指定病院で受診: 治療費無料
- ② 労災指定病院以外で受診: 治療費を一旦全額負担し、労災請求後に負担した費用の全額が支給されます。

【休業補償給付】

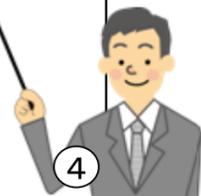
療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、給付を受けることができます。

- 給付日: 休業4日目から
- 給付額: 休業1日あたり給付基礎日額の8割(特別支給金2割含む)

④

労災の様式を見ると、本人に記入してもらった方がいいように感じますが、事業所に対応しなければならないのでしょうか。

また医療機関の証明欄について、医療機関に受診せず、自宅療養した場合はどうしたらいいのでしょうか。



⑤

保険給付の請求は本人が行うものです。ただ、事業主の証明欄があるため、実際は事業所から提出する場合があります。本人が記入できる箇所は全て記入してから提出してもらうようにしましょう。

また、医療機関を受診せず自宅療養をした場合、診療担当者の証明については、PCR検査や抗原検査で陽性結果を確認できる書類(陽性結果通知書等)や、My HER-SYSにより電磁的に発行された証明書等を添付することで請求が可能です。



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)

〒561-0872

大阪府豊中市寺内2-4-1緑地駅ビル4階

発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健

執筆担当者: 岩城 恵美

TEL: 06-6868-1193

FAX: 06-6862-4662

Mail: kcr@nkgr.co.jp



←Q&A事例集はこちら

作成日: 2022.09.20

NK-GROUP

イラスト協力: WANPUG